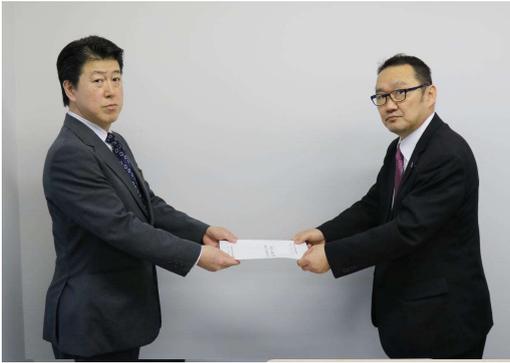


外国人技能実習制度の適正な実施を求めて 外国人技能実習機構札幌事務所へ要請



要請書を手渡す杉山事務局長(右)

3月26日、連合北海道は外国人技能実習機構札幌事務所(以下「札幌事務所」)に対して、外国人技能実習制度の適正な実施に関する要請を行った。

開発途上国等への技能移転による国際貢献という外国人技能実習制度の本旨に沿った制度運営や管理体制の強化、技能実習生の適正な保護を求めた。

冒頭、杉山事務局長は「北海道でも約8,500人の実習生がいる。生活、処遇、人権等の違反が見受けられる」と指摘し、「北海道労働局と連携し、適正に対応していただきたい」と要請。また、技能実習制度の本来の目的が「開発途上国への技術移転」とされているものの、実態

は「安価な労働力確保」となっていることにもふれ、制度本来の趣旨を周知、徹底することも求めた。

要請書を受け取った札幌事務所の武川所長からは、「要請内容は新法の理念に則ったものと理解する。外国人技能実習の適正な運営、旧制度における弊害の是正に向け努力したい。労働組合や関係機関と協調し取り組んでいきたい」と回答があった。

北海道内の外国人労働者は2017年10月末時点で前年同期比17.7%増の17,756人で過去最多となっている。そのうち技能実習が前年同期比27%増の8,553人。慢性的な人手不足を背景に、人材確保を外国人に依存している実態が見られる。

一方、2014年から2016年度の3年間に労災による死亡と認定された外国人実習生が全国で22人、過労死1人、労災保険の給付対象となる休業4日以上の方の労災件数は年平均で475件となっていることも明らかとなった。実習生は職種が限られており、日本の雇用者全体の労災死比率を大きく上回っている。実習の名の下に日本人より危険で過酷な労働を担っている現実が示された。

また、2017年に賃金不払いなど労働関係法令違反が163件、不払いを隠すために虚偽文書を作成するなどの不正行為の隠蔽が73件あったことも明らかになっている。

要請の際の意見交換でも、連合北海道から労働関係法令の徹底、実習生が求める職種と受け入れ企業の都合による職種のミスマッチの解消、新たに対象職種となった介護職種における処遇の維持・改善、制度の運用についての情報共有、不正防止及び技能実習生の保護に重点を置いた取組方針を関係機関が確認する場として設置される地域協議会への労働組合の参加等について重ねて求めた。



技能実習生の実態や労働関係法令の徹底などについて意見交換(右から坪田総合政策局長、斎藤副事務局長、杉山事務局長、山田組織労働局長)

■技能実習制度の変遷

技能実習制度は1982年に産業界の受け入れ要請を受けて外国人研修生の在留資格が創設。1993年には技能実習制度が創設され、研修により一定水準以上の技術等を取得した外国人について、研修1年、技能実習1年、計2年間の技能実習が可能となった。1997年には計3年間となったが、一部の受け入れ企業で、研修生・技能実習生が低賃金労働者として扱われる等、労働関係法令違反が発生したことをふまえ、1年目から労働関係法令の適用とされるよう改正された。2016年「外国人技能実習法」が成立し、2017年に施行された。

■新しくできた「外国人技能実習法」とは

新しくできた「外国人技能実習法」は実習生に対する人権侵害行為等の禁止規定と違反に対する罰則の規定、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護、開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とした外国人技能実習機構の新設等の制度の適正化と、優良な実習実施者・監理団体に限定した、4～5年目の実習生の受け入れを可能とした。